

茨木市と学校法人行岡保健衛生学園との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、茨木市（以下「甲」という。）と学校法人行岡保健衛生学園（以下「乙」という。）が、積極的に連携を行い相互に協力することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的実現のため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 地域福祉・医療の充実に関すること
- (3) 防災・災害対策に関すること
- (4) その他、両者が協議し、必要と認める取組に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲及び乙が別途協議の上、定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和元年12月19日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

乙 大阪市北区浮田二丁目2番11号
学校法人行岡保健衛生学園

茨木市長

福岡洋一

理事長

行岡正雄